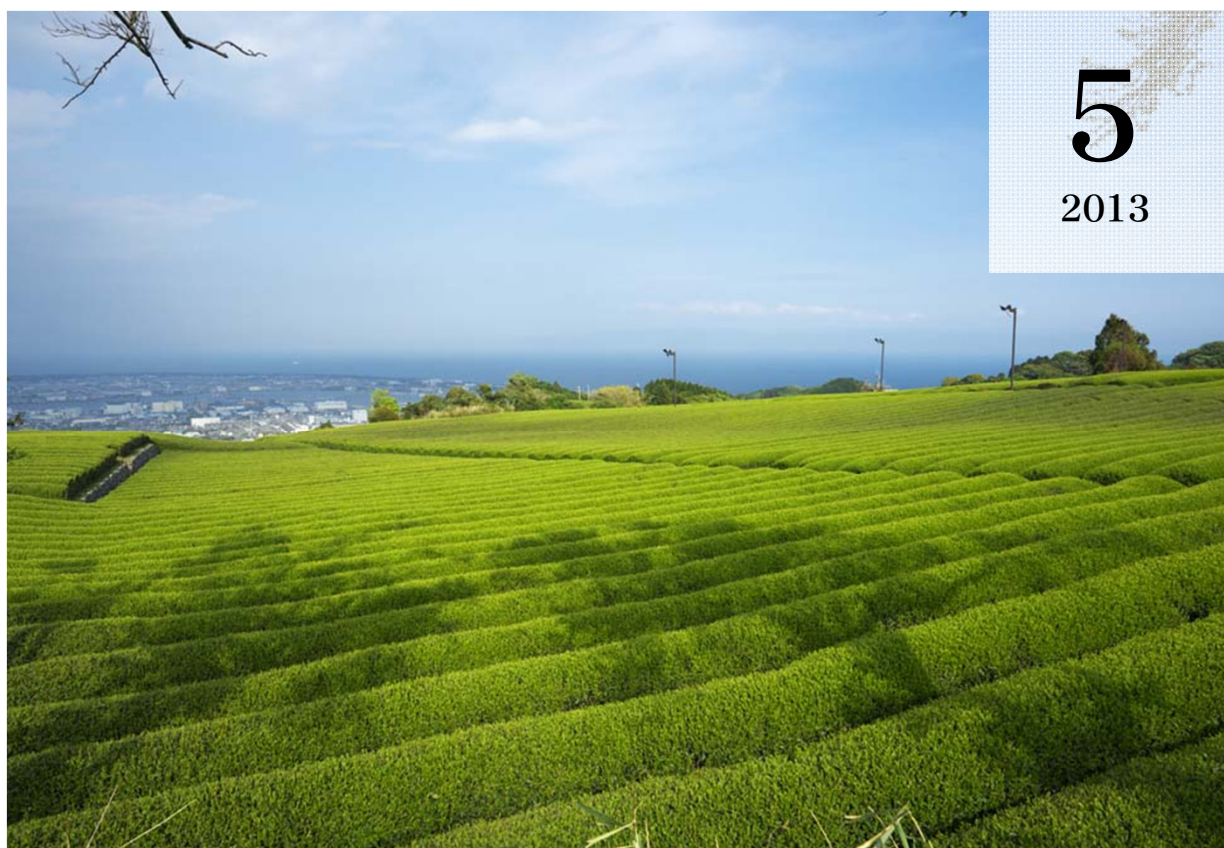


FMCだより

5月の第2日曜日は「母の日」です。この母の日は、世界各地で制定されているのだそうです。普段、感謝の気持ちを伝えることができない方は、この機会を利用してはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

上場株式等の配当・譲渡益に係る 軽減税率が年内で廃止



登場人物
M社 経理部長 古門部長
顧問税理士 花粉? PM2.5?

〇〇でしょ

古門部長: なんか、先生。そわそわしてしまってるんです。
顧問税理士: 花粉? PM2.5?
古門部長: 違います。

古門部長: 年内で上場株式の10%課税が廃止されるので、売り注文を出してまわして...
顧問税理士: 『今でしょ』、ですね。
古門部長: ええ。

古門部長: 年内に売れないと、税率が倍に跳ね上がるから。
顧問税理士: 分かってます。
古門部長: だから、急いでるのです。

古門部長: 税率が気になるとは、いうことは、儲かっているのですか。
顧問税理士: どうだったかな。確認してません。
古門部長: ええ! まずそこでしょ。

個人が上場株式等の配当を受け取る際には、一定の源泉税が差し引かれます。この場合の源泉税率は本来20%（所得税15%・住民税5%）であるべきところ、軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）が適用されています。平成25年1月1日以後の配当であれば復興特別所得税が上乗せされるため、実際には10.147%（所得税7.147%・住民税3%）が差し引かれます。これは、個人が上場株式等を売却した際に発生する譲渡益に対しても同様です。譲渡益に対して軽減税率が適用されています。

この軽減税率について平成25年12月31日をもって廃止されることが、平成25年度税制改正大綱で明らかとなりました。これにより平成26年1月1日以後の上述に係る税率はいずれも、復興特別所得税を上乗せすると20.315%（所得税15.315%・住民税5%）となります。

いくら負担が増える?

平成25年分と26年分の税負担の差を次のケースで確認しましょう。

ケース：上場株式等を売却し、100万円の譲渡益が発生した場合

[平成25年分]

$1,000,000円 \times 10.147\% = 101,470円$

[平成26年分]

$1,000,000円 \times 20.315\% = 203,150円$

101,680円 **負担増**

上ケースは上場株式等の譲渡益ですが、上場株式等の配当を受け取る場合でも同様です。税の負担が2倍程度に増えることになります。

代替として登場する「日本版ISA」

軽減税率が廃止されることにより平成26年1月1日から税の負担が増える一方で、少額投資非課税制度（日本版ISA）が同時期より適用開始となります。この日本版ISAとは、非課税口座内で保有する上場株式等について、非課税投資期間（最長5年間）のうちに発生した配当や譲渡益等が非課税となる制度をいいます。非課税口座は、開設する年の1月1日現在で満20歳以上の日本居住者等が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間に1口座開設することができます。非課税投資枠は年間100万円で、途中で売却しても枠の再利用はできず、余裕枠があっても翌年以降へは繰り越せません。また、非課税口座内で生じた譲渡損を一般口座や特定口座で生じた譲渡益と通算できない点にも注意しましょう。

非課税投資期間終了時に投資額がある場合には移管日の時価で、一般口座や特定口座へ移管するほか、翌年新たに設定される非課税投資枠へ100万円を上限に移管（再投資移管）することも可能です。そのため最長10年間（当初5年間＋再投資移管5年間）の非課税投資期間となる場合もあり得るでしょう。

いわゆる大口投資家にとっては今回の軽減税率廃止による税の負担増は重くのしかかりますが、小口投資家にとっては日本版ISAを上手に活用することで、投資に係る税金を抑えることが可能となるかもしれません。



自動車税を納める時期です

5月は、自動車税（軽自動車税を除く）を納める時期です。今回は、この自動車税についてお届けしたいと思います。

自動車税とは

自動車税とは、その年の4月1日現在保有している自動車（軽自動車を除く）に対して、各都道府県が課す地方税です。

税額は、自動車の種類や排気量、用途によって定められています。納税方法は、都道府県から送付される納税通知書により、都道府県が定めた日（通常は5月末日）までに納めます。納めることにより、納税通知書にある「自動車税納税証明書（継続検査用）」に収納済（領収）印が押されます。この証明書がないと車検の際に新しい車検証の交付を受けることができません。車検の際に必要な書類として紛失しないように、車検証と一緒に保管しておく方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

自動車税の税額 軽課と重課

自動車税の税額は、先述の通り、自動車の種類や排気量、用途によって異なりますが、さらに登録年度や種類によって、自動車税の負担が軽くなる（軽課）場合や逆に負担が重くなる（重課）場合があります。これは「グリーン化税制」と呼ばれる制度による措置です。

1. 自動車税が軽課される場合

環境配慮がされた新車を新規登録した場合に、登録年度の翌年度1年度間のみ、自動車税が軽課されます。この場合の環境配慮がされた新車とは、電気自動車などの低公害車や一定の軽減基準をクリアした、まだ登録したことのない新しい自動車を指し、該当すれば通常の自動車税の半額程度になります。一度きりの措置ですから、前年度に軽課されていた場合には、今年度は軽課対象とはならない点に注意しましょう。

平成25年度の自動車税であれば、平成24年度中（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間）に新規登録した自動車が軽課対象となります。

2. 自動車税が重課される場合

新車の新規登録から一定期間を経過したディーゼル車やガソリン車・LPG車は、通常の自動車税に10%程度上乗せされます（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車等は除かれます）。こちらは軽課措置と異なり、一度きりの措置ではありません。一定期間経過後は、毎年重課されます。

ただし、都道府県によっては、一定期間経過したとしても申請することにより重課分を減免してもらえる場合があります。登録している都道府県に確認をとり、減免可能な場合には、申請手続きを忘れないようにしたいものです。

なお、自動車税に関する情報は、各都道府県のホームページ上に詳しく掲載されています。一度、ホームページ上でも確認してみましょう。



継続雇用時の 社会保険料の取扱い

いよいよこの4月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業には原則として希望者全員を65歳まで雇用する措置を導入することが義務づけられました。そのため企業では、従業員が希望すれば定年後も引き続き雇用していくことになりますが、その際には、いったん退職扱いとし労働条件の見直しを行った上で再雇用することが多くあります。そこで、以下では定年後も引き続き勤務する際の社会保険料の取扱いについて解説します。

1.社会保険の同日得喪

そもそも社会保険料の取扱いにおいて、基本給の昇（降）給等によって固定的賃金に変動があり一定の要件に該当したときには、変動月から3ヶ月の賃金を平均した額により随時改定（月額変更）を行うことで標準報酬月額が見直されるというのが原則です。

ただし、特別支給の老齢厚生年金（年金）の受給権者である被保険者が、定年による退職後継続して再雇用される場合、使用関係がいったん中断したものみなし、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を定年退職日の翌日付けで提出することができる取扱いがあります。これにより月額変更に該当することを待たずに、再雇用された月から標準報酬月額を適用することができます（同日得喪）。具体的には、次のような取扱いの違いがあります。

【例】3月31日に退職した年金受給権者が4月1日に再雇用され、賃金額が30万円から20万円となった場合

①被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届が提出されなかった場合

	3月 退職	4月 再雇用	5月	6月	7月
賃金額	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円
社会保険料 (標準報酬月額)	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円

②被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届が提出された場合（同日得喪）

	3月 退職	4月 再雇用	5月	6月	7月
賃金額	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円
社会保険料 (標準報酬月額)	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円

①の場合には、再雇用後の4ヶ月目（7月分）より社会保険料（標準報酬月額）が変更となり、②の場合には、再雇用後の最初の月（4月分）より標準報酬月額が変更となる違いがあります。

2.平成25年4月より拡大された対象者の範囲

平成25年4月より上記の同日得喪の取扱いが改定され、対象となる被保険者の範囲が年金受給権者である被保険者から、60歳以上の者で、退職後継続して雇用される者に拡大されました。今後、60歳定年後に再雇用する場合には年金の受給まで一定の期間がありますが、この拡大によりこれまで認められなかった同日得喪が可能となります。

同日得喪により再雇用後の標準報酬月額となることによって、健康保険の傷病手当金を計算する際の標準報酬日額についても反映され、標準報酬日額が引き下げられることになります。そのため傷病手当金を受給している場合はもちろんのこと、同日得喪を行う場合にはあらかじめ説明しておきましょう。



3年間で40万の国内企業が減少

去る1月29日、総務省と経済産業省から「平成24年経済センサス活動調査」(※)の速報が発表されました。これはすべての産業を対象として、事業所数や企業数、従業員数、売上高などを調査したものです。ここではその結果から、全国の企業数の推移を業種別にみていきます。

すべての業種で減少

上記調査結果と平成21年の経済センサス基礎調査の企業数を業種別に比較すると、以下のようになります。

日本の企業数の推移

	21年	24年	増減率 (%)	合計に占める割合 (%)
合計	4,480,753	4,096,578	-8.6	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	922	705	-23.5	0.0
複合サービス事業	6,923	5,559	-19.7	0.1
金融業、保険業	37,529	31,446	-16.2	0.8
情報通信業	51,576	44,636	-13.5	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	2,187	1,901	-13.1	0.0
卸売業、小売業	1,059,676	929,386	-12.3	22.7
運輸業、郵便業	82,970	72,955	-12.1	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	209,160	185,387	-11.4	4.5
建設業	520,473	462,879	-11.1	11.3
宿泊業、飲食サービス業	606,517	541,375	-10.7	13.2
農林漁業（個人経営を除く）	25,738	23,255	-9.6	0.6
不動産業、物品賃貸業	356,486	330,044	-7.4	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	407,667	380,879	-6.6	9.3
教育、学習支援業	122,497	114,352	-6.6	2.8
製造業	450,966	436,646	-3.2	10.7
医療、福祉	272,217	268,479	-1.4	6.6
サービス業（他に分類されないもの）	267,249	266,694	-0.2	6.5

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」より作成

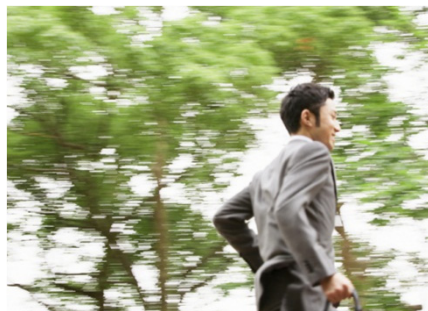
平成24年の企業数は、約410万企業となりました。21年の時点では全国の企業数は約448万企業でしたから、企業数にして約40万企業、8.6%の減少となりました。ちなみに、24年の東京都の23区全体の企業数が約37万企業ですから、それよりも多い企業が減っているということになります。

業績不振による倒産や廃業はもちろん、M&A、製造業を中心とした海外進出が進んでいることから、国内の企業数は減少しています。経営者の高齢化や後継者不在によるM&A、廃業などは今後も増加することが予想されます。また少子化が進む現在、国内市場は縮小を余儀なくされています。その一方、高齢化の進展などによって、医療や介護、健康などの分野では、新たなニーズが生まれる市場も出てくるでしょう。次回の調査結果ではどのような結果になっているのでしょうか。

(※) 平成24年経済センサス活動調査

全国の事業所を対象として平成24年2月に行われた調査です。企業の定義は「経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。」となっています。詳細は以下の政府統計の総合窓口からご確認ください。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001056219>



タクシーを 簡単に呼ぶことができれば

仕事で外回りをしていると、タクシーを利用する機会があると思います。主要な駅にはタクシー乗り場が併設されているので、簡単にタクシーに乗ることができます。しかし、駅から離れた場所や流しタクシーがほとんどいない地域の場合、タクシーを呼ぶのに苦労します。不慣れな地域の場合、まずどこのタクシー会社に連絡をすればいいのかを調べることから始めなければなりません。また、やっとタクシー会社がみつかったとしても「現在全て出払っています」、「少しお時間が掛かります」と待たされることがあります。そのような時に限って時間がなく焦っていたりしませんか。もしタクシー会社を調べずとも、一番近くを走行中のタクシーを簡単に呼ぶことができれば、これほど便利なことはありません。

タクシー検索アプリの活用

そこでおすすめしたいのが、「全国タクシー配車」アプリです。「全国タクシー配車」アプリは、スマートフォンならではの直感的な操作とGPS機能で、全国の提携タクシー会社のタクシー約1万6千台の中から、あなたの近くを走行中の車両を簡単操作で呼ぶことのできるアプリです。

「全国タクシー配車」アプリの主な機能は、以下の通りです。

■今すぐ呼ぶ

タクシーに乗車したい場所をスマートフォンの地図上で指定し注文します。タクシーがみつかった場合、おおよその到着時間を知らせてくれます。

■予約する

乗車希望時刻の前日から1時間前まで予約することができます。

■タクシー料金検索

出発地点、目的地を指定するだけで、簡単にタクシーの概算料金を調べることができます。全国のタクシー料金体系を網羅しているので、地域によって異なるタクシー料金が検索できます。

■お気に入り&履歴

自宅や会社など、よくタクシーを利用する場所をあらかじめ登録できます。また、過去の注文履歴から同じ場所へ素早くタクシーを注文することができます。

■全国タクシー電話帳

提携タクシーがみつからない地域でタクシーを呼びたいときは、現在地から最寄りのタクシー会社の電話番号が表示されるため、電話でタクシーを呼ぶことができます。

こうしたアプリがあれば、明日から外出先でタクシーを呼ぶのに困ることはなくなるかもしれません。

紹介したアプリ名：全国タクシー配車

価格：無料

iPhone版、Android版、Windows Phone版があります。

上記アプリはほとんどのスマートフォンに搭載されているGPS（人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム）機能を利用したサービスです。そのためGPS機能を利用してサービス提供会社に自身の位置情報（個人情報）を提供する必要があります。当アプリに限らずGPS機能を利用したサービスを利用する際には、自己責任のもと、位置情報を送信することに対するリスクに十分配慮した利用を心がけましょう。

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2013年5月

お仕事備忘録

1. 住民税の改定対応

2. 自動車税の納付

3. 夏季賞与検討・情報収集

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

5. 夏に向けての準備

6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、今月下旬より協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されます。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する会社については、医師・診療機関との最終確認、受診漏れ者、追加者がいないかの確認は良いでしょうか？

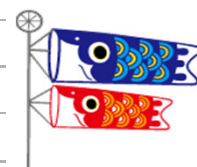
当日やむを得ない事情で受診できない社員については、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診してもらうようにしましょう。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



2013.5

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	赤口	
2	木	先勝	
3	金	友引	憲法記念日
4	土	先負	みどりの日
5	日	仏滅	こどもの日 立夏
6	月	大安	振替休日
7	火	赤口	
8	水	先勝	
9	木	友引	
10	金	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(4月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	
21	火	先負	小満
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	大安	
30	木	赤口	
31	金	先勝	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(4月分)